

第4次設工認申請に係る行政相談について（2回目）

令和4年12月14日

(株)グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン

1. はじめに

新規制基準適合性のための設工認として第4次設工認の申請を予定している。本申請にあたっては、昨年10月に行政相談を実施しており、その際、今後申請する際に反映すべき点としていくつかのコメントを受けている。これらの中には、既認可設工認(第1次～第3次設工認申請)に対しても反映が必要なものがあるため、その対応が必要と考えている。

当社では、既認可設工認に対するコメントの反映を以下に示す対応により、今後の第4次設工認申請で実施する予定であるため、その対応が適切であるかについて確認を頂きたい。

2. 既認可設工認（第1次～第3次設工認申請）に反映が必要なもの

今後申請する際に反映すべき点の内、既認可申請書に影響すると考えている内容は次のとおりである。

- ① 許可申請書における記載事項の再整理
- ② 施設管理番号の付与
- ③ 設計番号の付与

3. 許可申請書における記載事項の再整理

先行他社の申請書を参考として、許可申請書の記載内容を全て塗りつぶしていく方法にて許可申請書の内容を漏れなく抽出し、これを許可基準規則の条項別（全22条）に分類した（許可基準規則以外の内容についても「その他」として追加）。

抽出した内容については、施設設計に関するものや単純な説明事項等幅広い記載となっているため、内容に応じて表1に示す5つに分類して、申請案件に対する適合性確認の要否を判断することにした。

表1 許可申請書の記載内容の分類（記載区分）

記載区分	区分の定義	適合性確認の要否
基本的考え方	各条項における基本的事項を示したもの。	施設設計への確認要
施設設計	各条項における要求事項を実現するための施設の設計を示したもの。	同上
評価条件／結果	設計に必要な評価条件、方法及び結果等を示したもの。	施設設計への確認不要
保安規定による管理	各条項における要求事項を実現するための人的な管理の内容を示したもの。	施設設計への確認不要 (保安規定による管理である旨を説明)
その他説明事項	施設全体の説明、用語の定義や方針及び事象の選定や想定又は結果のまとめ等を示したもの。	施設設計への確認不要

表1のとおり区分した内容の内、施設設計への確認が必要な内容が既認可設工認においてどのように反映されていたのか、または、今後申請予定の設工認申請にどのように対応する予定であるかについて、表2の分類に従い確認した。

表2 許可申請書の記載内容の設工認への対応分類

記号	記号の意味
○	対象施設への適合性確認を行ったもの又は行うもの
●	既認可設工認において適合性確認の記載の追加・修正の必要があったもの
△	「次回以降の申請で適合性を確認する」としたもの又はするもの
▲	既認可設工認において「次回以降の申請で適合性を確認する」と記載する必要があったもの
◇	一時移設又は一時撤去としたもの又はするもの
—	対象施設への該当がないもの

ここで、表2の内、●及び▲の分類となったものは、下記4件であった。

- ・第二条（核燃料物質の臨界防止）の複数ユニットの評価において、全ての設備・機器の申請が終了した時点で改めて全ての評価を実施する旨の記載が必要であった（分類：▲）。
- ・第三条（遮蔽等）において、次回以降の申請にて適合性を確認する施設として遮蔽板の記載が必要であった（分類：▲）。
- ・第五条（火災等による損傷の防止）において、油類を使用する設備・機器についての漏えい防止対策の記載が必要であった（分類：●）。
- ・第二十条（非常用電源設備）において、次回以降の申請にて適合性を確認する施設として無停電電源装置の記載が必要であった（分類：▲）。

なお、記載事項を整理した表の備考欄には既認可設工認において「保安規定による管理を行う」と記載することが適当であったものについてはその旨を記載した。

4. 施設管理番号の付与

全施設に管理番号を付与するため、既認可設工認に添付していた「新規基準への適合性確認のための設工認申請を計画している施設の一覧」に施設管理番号の欄を設けて、施設（設備）毎に識別番号を付けた。なお、これと同時に員数及び変更区分欄も追加した。

5. 設計番号の付与

上記3. で再整理した内容を考慮して、施設設計として設備に反映すべき設計に番号を付したものを設計仕様として纏めた。

6. 既認可設工認申請書（仕様表）に対する反映方法

既認可設工認申請書では、施設管理番号や設計番号が記載されておらず、また、前述のとおり許可に記載した事項の再整理により、一部適合性確認の記載の追加・修正の必要なものや「次回以降の申請で適合性を確認する」と記載すべきであったものが確認された。

このため、今後申請を予定している第4次設工認申請書においては、既認可設工認の全ての申請設備（撤去設備及び一時的に移設する設備を除く）について本文仕様表の「追表」を当該申請書本文に追加し、上記の施設管理番号等の追記や一部適合性確認の記載の追加・修正等を実施することとしたい。

ここで、追表の変更の内容は、下記4つにより区分できる。

- ・許可申請書における記載事項の再整理に伴い追加、修正するもの（前記3. の●及び▲に対応するもの。施設設計から保安規定での管理への変更等を含む。）
- ・施設管理番号及び設計番号の付与（前記4. 及び5. に対応するもの）
- ・明確化のため既認可設工認申請書の添付資料等の記載内容を追表にも記載するもの
- ・記載方法の適正化^{注)}

注) 語句の適正化に加え、既認可設工認の仕様表では「次回以降の申請にて適合性を確認する仕様」の記載方法が最近のものとは異なっているため、追表ではこの点も反映（追表の参考資料（次回以降の申請にて適合性を確認する予定の範囲の表）の記載事項を追表にも記載する等）したことを含む。

7. その他の事項

前回の行政相談では、前述した2. ①～③の事項以外にも今後申請する上で留意すべき事項として下記等のことに対するコメントを受けているため、第4次申請全般においてはこれらを反映したものとする。

- (i) 事業許可申請書からの変更点がある場合の変更に係る説明書の追加
- (ii) 技術基準との適合性の対応表におけるその他事業許可で求める仕様の追加
- (iii) 基本方針書の種類及び内容についての先行他社の事例の参照
- (iv) 次回以降の申請にて適合性を確認する仕様の刈り取り方法

なお、”技術基準の各条項での適合性の説明においては加工施設の区分毎に記載すること”とのコメントについては、第4次申請の対象設備数が少ないことから、申請設備数が多くなる第5次申請以降で反映することを計画している(v)。

一方、本年6月13日に開催された設工認申請書の記載の考え方等の意見交換会における安全上の重要度に応じた対応（主要設備以外の設備については基本方針を定め、詳細図面等を省略する等）については、第4次申請設備は主要設備が主であるため、本対応は第5次申請以降とすることを考えている。

但し、第4次申請対象となっている建物（第2貯蔵棟とD搬送路）における各部位に対する安全機能一覧表については、施設の特徴を踏まえたグレーデッドアプローチの観点から、申請書での記載を割愛する方向としたい(vi)。

前回行政相談時のコメントとその対応をまとめたものを表3に示す。

表3 前回行政相談時のコメントとその対応

No	前回行政相談時のコメント	対応方針
1	許可申請書に記載した設計を再度整理すること。	許可申請書の記載内容を全て塗りつぶしていく方法にて設計事項を抽出する。
2	施設の管理番号を付与すること。	「施設管理番号」を新たに記載する。
3	申請設備の一覧表には、変更区分も記載すること。	変更区分も記載する。
4	許可と認可の施設名称を対比させて示すこと。	本文及び申請設備の一覧表で対比させて示す（前回第3次申請時から反映済）。
5	技術基準に対応した設計番号を付与すること。	「設計番号」を新たに記載する。
6	許可からの変更点がある場合は、先行例を参考に詳細に説明すること。	先行例を参考に添付資料を作成する。
7	技術基準適合性の星取表には、要求事項として「その他事業許可で求める仕様」を加えること。	「その他事業許可で求める仕様」を加える。
8	基本方針書の種類や内容は、先行例を参考に作成すること。	先行例を参考に添付資料を作成する。
9	「次回以降の申請で適合性を確認する」とした事項の記載方法は、先行例を参考にすること。	先行例を参考に追表を作成し、次回以降で確認された箇所には下線を付して示す。
10	技術基準適合性説明書は、施設区分毎に記載すること。	4次申請は対象施設数が少ないことから、5次申請以降で反映する。
11	建物の部位毎の安全機能の一覧表を添付すること。	「意見交換会」の方針を踏まえ、添付しない。
12	図表は明瞭であること。	明瞭な図表を添付する。
13	耐震基本方針書の内容について。（耐震計算書は求めない。原則耐震1類及び2類の施設は計算結果の一覧表を添付。建物と設備の方針書は分ける。ダクトや配管類の方針書は設備の方針書と別にする。等）	コメントに沿った添付資料を作成する。

以上